

一、銀五枚 高麗をさし 久次
 右清六は市村清六、久次は小川久次なり。寶永三年高麗者取調書に、高麗網張市村七兵衛曾祖父市村故清六儀は、高麗者にて擒に罷成、瑞龍公被召出、殺生御用被仰付とあり。されば久次も清六と同勤にて、慶長十年の頃は僅に銀五枚賜はりしこと知られけり。さて由緒書に、久次妻は、高麗より擒七人被召連内、女子一人有之處、右女子久次之妻に罷成、正保元年病死。二子あり。長男七郎左衛門、寛永十五年歩士並に召出され、切米四十俵賜はり、父久次より火術の秘方を傳受しける故に、火術方に命ぜられ、承應二年新知百五十石賜はり、町同心並にて、町奉行支配に命ぜられたり。七郎左衛門に二子あり。寛文六年七郎左衛門歿し、遺知百五十石の内百石を長男權右衛門に賜はり、五十石をば次男七丞に賜はり兩家と成る。又久次の二男茂兵衛も、寛永十五年兄七郎左衛門と共に被召出、歩行士並に被命、三拾俵賜はり、寛文三年歿し、其子茂右衛門定番歩組と成り、三家共家傳の高麗流火術の秘方を相傳して、火矢方細工人を指揮し、火術方の惣裁たり。混見摘寫に、

寛文・延寶の間金澤に小川權右衛門と云ひて、高麗流錢炮の術を傳へ、火矢等の火器妙藝を盡し、例年執政席の指圖にて、石川郡宮腰續の海濱にて其の藝術を習學す。權右衛門及び小川七丞・小川茂右衛門、外に足輕高波源八等四人也。然るに宮腰にては、御城へ近く響き候てあしく候とて、本吉浦にて稽古方申渡されし處、小松城代前田三左衛門直之、小松に於て此の由を傳聞し、習學の者共を押へ置き、使番を出し、小松城よりの指圖無之内は不可打。若し推して火術等を舉ぐるもの候はゞ、召捕候様に被申付。其の趣段々金澤執政席へ相聞え、執政席より早使を以て、先達て不及案内儀不念の至也。拙者共承届爲致稽古候儀無紛候。御聞届稽古仕様に致度旨被申遣と云々。とあり。按ずるに、右は寛文の末頃なるべし。利常卿小松在城し給ふ頃は、小松近邊浮柳濱にて火矢の打試ありしかど、萬治元年に利常卿薨逝、翌二年火矢筒等悉く金澤細工所へ引取り、寛文四年より春秋兩度宛、宮腰宇津木濱或は倉部濱湊浦に於て打試ありたる由、天明五年正月小川七太夫・久太夫兩人の上申書に載せたり。さて寛文十二年閏六月、宮腰

濱に於て火矢打試入用人歩請取方に付き、小川權右衛門等町奉行へ對し過言の次第有之、權右衛門并せがれ又三郎兩人、能登嶋の地へ流刑に處せられ、小川七丞も玉井勘解由へ預けられしかど、後赦免となる。菅家見聞集には、延寶二年小川權右衛門火矢手傳人可被召抱儀に付、與頭町奉行に對し暴言す。依之權右衛門は品川藏人へ御預け、同人せがれ又三郎は奥野右兵衛へ御預け、權右衛門弟七之丞は玉井勘解由へ御預けに相成、追而權右衛門又三郎父子兩人能州嶋の地へ流刑。七之丞は免許にて、權右衛門跡職に被仰付。と見え、松雲公年譜にも、延寶二年火術之名人小川權右衛門、火術之手傳人選舉の事に依りて、町奉行へ對し不遜之儀有之。權右衛門等夫々御預けに相成、權右衛門父子能州へ流刑被仰付。七之丞は免許に而、其の家業相續被仰付。とあり。さて其の後權右衛門も赦免にて召返され、更に十人扶持賜はり、火術方如故命ぜられたり。松雲公夜話録に、小川權右衛門は火矢之相傳仕り、錢炮も上手也。宮腰邊の濱にて、馬上早道の内にて錢炮の玉藝込替へ、六・七放も打ちたり。馬も借馬などにて可有之、馬術の沙汰も

無之處、何とか仕やうの傳受も有之儀に候哉。大體の馬にてはこたへ間敷なり。右權右衛門儀、先年町會所にて、勝手より刀を指し罷出で、町奉行へ對し雜言仕るに付、能州へ被遣置候。火矢の上手に候故、御免被成被返、御扶持被下候由。享保七年四月十二日に御意也。とあり。右被免更に扶持方賜はりたる年月は未だ詳かならず。
 ○火矢方細工人
 舊藩中は、火矢方細工人とて、歩士並の者にて、町奉行の支配人也。此の細工人は、火矢方惣裁小川氏の附屬にて、火矢所に出で、小川氏の指圖を請け、火炮等の細工をなしたり。細工人の内二名宛假横目に命ぜらる。小川兩家連名の書札如左。
 萬治三年より御歩横目一人 原田源兵衛
 延寶三年より原田代御歩横目 齋藤四郎兵衛
 同 五年より齋藤代御歩横目 東郷又八
 同 六年より東郷代御歩横目 副田權六
 右副田權六、元祿七年役替被仰付、以後代り人被仰付間敷段、村井出雲殿被仰渡に付、其後より火矢方御細工人之